

【小さき花の園 施設基準届出受理状況及び人員配置基準について】

※当園は、下記施設基準届出済かつ下記人員配置基準を満たしております。

●施設基準届出受理状況（届出先：関東信越厚生局 神奈川事務所）

	算定項目	受理番号	算定開始年月日
入院基本料	障害者施設等入院基本料 (10対1入院基本料)	(障害入院) 第1294号	令和3年5月1日
	特殊疾患入院施設管理加算	(特施) 第104号	令和3年6月1日
	療養環境加算	(療) 第128号	令和3年6月1日
	後発医薬品使用体制加算3	(後発使3) 第111号	令和6年4月1日
	データ提出加算1及び3	(データ提) 第305号	令和6年4月1日
	情報通信機器を用いた診療	(情報通信) 第1284号	令和6年12月1日
	診療録管理体制加算3	(診療録3) 第374号	令和6年1月1日
	医療的ケア児(者)入院前支援加算	(医ケア支) 第12号	令和6年12月1日
	外来・在宅ベースアップ評価料I	(外在ベI) 第521号	令和6年6月1日
	入院ベースアップ評価料36	(入ベ36) 第9号	令和7年9月1日
食事療養	入院時食事療養(I)	(食) 第626号	平成20年4月1日
特掲診療料	障害児(者)リハビリテーション料	(障) 第16号	平成18年4月1日
その他	酸素の購入単価	(酸単) 第56309号	令和7年4月1日

●児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準

(平成二十四年二月三日厚生労働省令第十六号)

<指定医療型障害児入所施設（障害福祉サービス基準）に置くべき従業者及びその員数>

	職種	入院	外来
医療法	医師 ※1	16:1	40:1 ※耳鼻咽喉科・眼科は80:1
	歯科医師 ※歯科入院患者がいる場合	16:1	病院の実情に応じて必要と認められる数
	薬剤師	70:1	取扱い処方せんの数 75:1
	看護師・准看護師	3:1	30:1
	看護補助者		—
	栄養士		病床数100床以上の病院に1名
	診療放射線技師・事務員・その他従業員		適当数
	理学療法士又は作業療法士		適当数
児童福祉法 (第五十二条に基づく人員基準)	児童指導員		一以上
	保育士		一以上
	心理指導を担当する職員		一以上
	理学療法士又は作業療法士		一以上
	児童発達支援管理責任者		一以上

※1：主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令

第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

●直接処遇職員配置基準：入所者1名に対して1名→入所児：職員比=1:1

※直接処遇職員=看護師、准看護師、保育士、児童指導員等すべて含める（事務員は含まない）

厚生労働省告示に基づく厚生労働大臣が定める掲示事項

令和7年9月1日
鎌倉療育医療センター小さき花の園

【入院基本料に関する事項】

- 第1病棟 算定項目：障害者施設等入院基本料 10対1入院基本料
 - 当園では、1日に15人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。
 - ・朝8時45分～夕方17時15分まで、看護職員1人あたり受け持ち数は9人以内です。
 - ・夕方17時00～翌朝9時まで、看護職員1人あたり受け持ち数は22人以内です。
- 第2病棟 算定項目：障害者施設等入院基本料 10対1入院基本料
 - 当園では、1日に6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
 - ・朝8時45分～夕方17時15分まで、看護職員1人あたり受け持ち数は4人以内です。
 - ・夕方17時00～翌朝9時まで、看護職員1人あたり受け持ち数は10人以内です。

【関東信越厚生局長への届出事項に関する事項】

当園では、下記の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

1 基本診療料

- ・障害者施設等入院基本料（10対1） (障害入院) 第1294号
- ・特殊疾患入院施設管理加算 (特施) 第104号
- ・療養環境加算 (療) 第128号
- ・後発医薬品使用体制加算3 (後発使3) 第111号
- ・データ提出加算1及び3 (データ提) 第305号
- ・情報通信機器を用いた診療 (情報通信) 第1284号
- ・診療録管理体制加算3 (診療録3) 第374号
- ・医療的ケア児(者)入院前支援加算 (医ケア支) 第12号

2 入院時食事療養（I）

(食) 第626号

3 特掲診療料

- ・障害児(者)リハビリテーション料 (障) 第16号

4 その他

- ・酸素の購入単価 (酸単) 第56309号

※上記のほか、現在、外来・在宅ベースアップ評価料（I）及び入院ベースアップ評価料

36の届出を行っています。

以上